

令和5年9月

伊那市議会定例会議案
関係資料

令和5年8月25日

令和5年9月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料	市道路線認定位置図……………	3
議案第2号関係資料	市道路線廃止位置図……………	4
議案第3号関係資料	伊那市林業振興施設条例新旧対照表……………	5

議案第1号関係資料

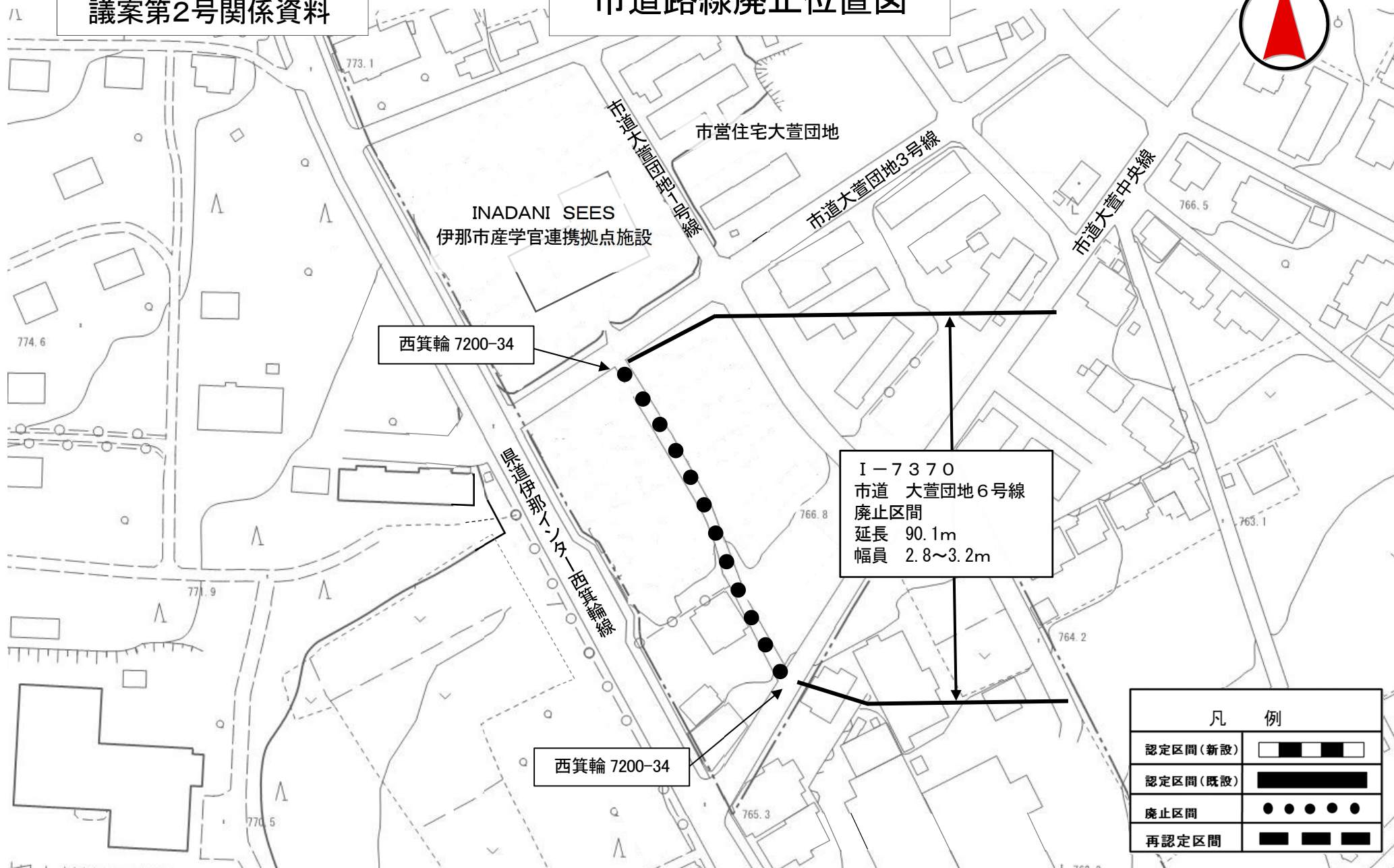
市道路線認定位置図



1-2537
市道 日影28号線
認定区間
延長 46.5m
幅員 6.0m

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	

市道路線廃止位置図



議案第3号関係資料

伊那市林業振興施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 林業振興施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協業活動拠点施設</td> <td>伊那市長谷非持1399番地1</td> </tr> <tr> <td>長谷山村広場施設</td> <td>伊那市長谷非持3516番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	協業活動拠点施設	伊那市長谷非持1399番地1	長谷山村広場施設	伊那市長谷非持3516番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 林業振興施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>協業活動拠点施設</u></p> <p>位置 <u>伊那市長谷非持1399番地1</u></p>
名称	位置						
協業活動拠点施設	伊那市長谷非持1399番地1						
長谷山村広場施設	伊那市長谷非持3516番地1						
<p>(使用料)</p> <p>第11条 <u>協業活動拠点施設の使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の使用料について特に事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>							
<p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 <u>既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p>							
<p>(利用料金)</p> <p>第13条 <u>長谷山村広場施設の使用者は、別表に定める利用料金を納付しなければならない。</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第11条 <u>林業振興施設の使用者は、別表に定める利用料金を納付しなければならない。</u></p> <p>2～4 略</p>						
<p>(利用料金の還付)</p> <p>第14条 略</p>	<p>(利用料金の還付)</p> <p>第12条 略</p>						

旧	新												
<p>(原状回復の義務) 第15条 略</p>	<p>(原状回復の義務) 第13条 略</p>												
<p>(損害賠償の義務) 第16条 略</p>	<p>(損害賠償の義務) 第14条 略</p>												
	<p><u>(市長による管理)</u> 第15条 第3条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、林業振興施設の管理を自ら行うことができる。 2 前項の規定により市長が林業振興施設の管理を行う場合における第5条から第8条まで、第10条及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 829 2139 1093"> <tr> <td>第5条</td> <td>指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て</td> <td>市長は、必要があると認めるときは</td> </tr> <tr> <td>第6条から第8条まで及び第10条</td> <td>指定管理者</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>別表</td> <td>(第11条関係)</td> <td>(第16条関係)</td> </tr> <tr> <td>別表</td> <td>利用料金</td> <td>使用料</td> </tr> </table>	第5条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、必要があると認めるときは	第6条から第8条まで及び第10条	指定管理者	市長	別表	(第11条関係)	(第16条関係)	別表	利用料金	使用料
第5条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、必要があると認めるときは											
第6条から第8条まで及び第10条	指定管理者	市長											
別表	(第11条関係)	(第16条関係)											
別表	利用料金	使用料											
	<p><u>(使用料)</u> 第16条 第11条の規定にかかわらず、市長が管理する林業振興施設の利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>												
	<p><u>(使用料の還付)</u></p>												

旧	新									
	<p><u>第17条</u> 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>									
<p>(委任) <u>第17条</u> 略</p>	<p>(委任) <u>第18条</u> 略</p>									
<p>別表 (第11条、第13条関係) <u>(1) 協業活動拠点施設使用料</u> (表 略) <u>(2) 長谷山村広場施設利用料金</u></p> <table border="1" data-bbox="118 683 1099 799"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊棟</td> <td>1泊につき</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>バーベキューハウス</td> <td>1時間につき</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		利用料金	宿泊棟	1泊につき	10,000円	バーベキューハウス	1時間につき	500円	<p>別表 (第11条関係) <u>協業活動拠点施設利用料金</u> (表 略)</p>
区分		利用料金								
宿泊棟	1泊につき	10,000円								
バーベキューハウス	1時間につき	500円								